

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東近江市税条例の一部改正)

第1条 東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(東近江市都市計画税条例の一部改正)

第2条 東近江市都市計画税条例（平成17年東近江市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。